

移住総合推進事業に係る債務負担行為の設定について

平成 28 年 2 月 19 日
人口問題対策課

1 目的

本県への移住を促進するため、移住に関する相談窓口を首都圏及び県内に設置する経費を、平成 28 年度当初予算案に計上している。

平成 28 年 4 月 1 日から相談業務を実施するため、今年度内に委託先との調整を行う必要があることから、債務負担行為を設定する。

2 事業の概要

(1) 移住情報発信事業

首都圏に常設の窓口を設置し、本県の移住、就職情報の発信を行うとともに、相談対応を行い、移住を促進する。

- ・ 設置期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- ・ 委託先：NPO 法人等
- ・ 事業費：8,813 千円

(2) 受入体制整備事業

移住希望者や既移住者に対するワンストップ窓口を秋田市内に設置し、市町村等と連携した、きめ細かい相談対応を行い、県内への移住と定住を支援する。

- ・ 設置期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- ・ 委託先：NPO 法人等
- ・ 事業費：8,558 千円

3 債務負担行為限度額

17,371 千円 (Ⓐ 17,336 千円 Ⓒ 35 千円)

Ⓐ：地域活性化対策基金